

福岡県公報

平成十七年十二月二十八日
第二千四百七十八号
増刊 ②

規則

目次

規則（第九十四号－第九十六号）

○福岡県財務規則の一部を改正する規則（出納事務局出納総務課）…………一

○福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（建築指導課）…………一四

○単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

教育委員会

○福岡県教育委員会臨時職員規程の一部を改正する訓令（教育庁総務課）…………一五

人事委員会

○平成十七年改正条例の施行の日における昇格又は降格の特例に関する規則（人事委員会事務局給与公平課）…………一七

○平成十七年改正条例附則第二項の規定による職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則（人事委員会事務局給与公平課）…………一八

○福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局給与公平課）…………一八

○県立の大学の学長の給料月額に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局給与公平課）…………一〇

○福岡県警察職員のべき地手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局給与公平課）…………一〇

○福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業局

（人事委員会事務局給与公平課）…………一〇

（企業局管理課）…………一〇

福岡県規則第九十四号

福岡県財務規則の一部を改正する規則

福岡県財務規則（昭和三十九年福岡県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

平成十七年十二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

第三十五条第一項中「所管」を「所属」に改める。
第四十五条の見出し中「みなす」を「みなし」に改める。

第四十八条第一項中「歳入徴収者は、」の下に「法第二百三十一條の三第四項の規定により」を加え、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同条第二項中「基づき公示送達の方法により書類の送達をする」を「より書類の公示送達をする」に、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第五十三条第二項中「消込不能となつたとき又は誤つて消込がなされたとき」を「収納状況一覧表と納入済通知書の内容が一致しないとき」に改め、「収納額」を削り、同条第三項中「収納額」を削り、同条第四項を削る。

第五十四条中「所管」を「所属」に改める。

第五十六条の見出し中、「支払拒絶証券」を「指定金融機関等が収納した支払拒絶証券」に改め、同条第一項を次のように改める。

第五十六条 出納員は、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が収納した証券について支払の拒絶があつた場合においては、指定金融機関から証券について支払拒絶があつた旨の通知を受けたときは、歳入徴収者にその旨を通知しなければならない。

第五十六条第二項中「又は指定金融機関から支払拒絶があつた旨の通知を受けたときは」を「は、納付書再発行により」に、「交付するものとし、指定金融機関からの通知に係る納付書については、当該指定金融機関に」を「作成し、当該納入義務者に」に知め、同条第三項を削る。

第五十七条を次のように改める。

(出納員等が収納した支払拒絶証券の取扱い)

第五十七条 出納員等は、第五十二条の規定により払い込んだ証券について支払の拒絶があつた場合においては、払い込んだ店舗から当該証券の返還を受け、支払拒絶証券整理簿(様式第四十四号)に必要事項を記載し、歳入徴収者にその旨を通知しなければならない。

2 歳入徴収者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該納入義務者に納付証券支払拒絶通知書(様式第四十五号)を送付するとともに、前条第二項に規定する納付書を作成し、送付しなければならない。

3 出納員等は、納入義務者から支払拒絶証券還付請求書(様式第四十六号)により当該証券の還付の請求があつたときは、支払拒絶証券整理簿に証券還付年月日を記載し、当該納入義務者から受領印を徴した上で、これを還付しなければならない。

第七十条第二項第二号中「法人」を「法人等」に、「又は寄附行為」を「寄附行為又は規約等」に改め、同項に次の一号を加える。

三 指定を受けようとする者が個人の場合は、住民票の写し

第七十一条第三項中「行なう」を「行う」に改める。

第七十八条の見出し中「証紙」を「未使用証紙」に改め、同条第二項中「様式第六十五号」を「様式第六十四号の二」に改める。

第七十九条の見出し中「証紙」を「未使用証紙」に改め、同条第一項中「様式第六十四号」を「様式第六十五号」に改め、同条第二項中「様式第六十五号」を「様式第六十五号の二」に改める。

第八十二条の二第一項第二号中「しゃ断」を「遮断」に改める。

第九十八条第一項中「出張して」を「旅行中に」に、「帰庁」を「旅行完了」に改める。

第九十三条第三項中「その旨を出納長」を「その旨の通知を別表一の三の項に規定する。

出納員」に改め、同条に次の二項を加える。

4 第五十三条の規定は、返納金等の収納の場合について準用する。

第百八十七条の次に次の二項を加える。

百八十七条の二 第百九十六条の規定は、出納長による有価証券の保管について準用する。

第一百九十条に次の二項を加える。

6 第五十三条の規定は、入札保証金の収納の場合について準用する。

第一百九十二条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 第五十三条の規定は、契約保証金等の収納の場合について準用する。

第一百九十三条第一項中「及び収納代理金融機関」を「又は収納代理金融機関」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 歳計外受入命令書による場合は、第五十三条の規定は、源泉徴収に係る所得税等の収納の場合について準用する。

7 第百九十四条第六項中「、収納状況一覧表と照合の上」を削り、同条第七項を第八項とし、第六項の次に次の二項を加える。

第一百九十六条第一項中「及び出納長が保管するもの」を削る。

別表一の一の項出納長の事務の欄中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の二項を加える。

三 公有財産又は基金に属する有価証券の出納保管並びに保管有価証券の保管及び払戻しを行うこと。

別表一の三の項課の事務の欄第一号を次のように改める。

一 当該課に属する歳入の収納及び収納金の払込みを行うこと(証紙条例第二条第一項に規定する使用料及び手数料に係る歳入の収納及び収納金の払込みを行うこと)。

別表一の三の項課の事務の欄中第五号を第六号とし、同欄第四号中「出納保管(落札者に係るもの)の払戻しを除く。」を行ふこと。」を「出納保管を行うこと(落札者に係るもの)の払戻しを除く。」に改め、同号を第五号とし、同欄中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の二項を加える。

二 当該課に属する返納金等の収納及び収納金の払込みを行うこと(総務事務センターオンにおいて返納通知の決定をした報酬、共済費、賃金又は旅費に係る返納金等の収納及び収納金の払込みを行うこと)。

別表一の三の項課の事務の欄に次の二項を加える。

(準用)

七 第百八十九条第一号に掲げる保管有価証券の収納を行つゝ（入札保証金に代わる有価証券の収納を除く。）。

別表四中 「支出負担行為に必要な主な書類」を「支出負担行為に必要な主な書類」に、

「支出決定のとやか」を「支出決定のとやか」に改め。

別表四の14使用料及び賃借料の項中「見積書」を「入札（見積）書又は入札者の氏名及び入札金額を明らかにした所属長の証明書」に改め、同表の備考6中「主の」を「主な」に改め、同備考を備考7へ、「同表中備考5を備考6へ」、備考4の次に次の1項を加える。

5 役務費、委託料、使用料及び賃借料に係る支出負担行為のうち長期継続契約（各年度における債務額が確定していぬものに限る。）に係るものは、各年度において当該経費に係る歳出予算の配当又は令達のあつたとやに当該年度における債務額について支出負担行為として整理する」とがでやる。

別表五中 「支出負担行為に必要な書類」を「支出負担行為に必要な主な書類」に

改める。

別表五の4繰越分に係る経費の項中「行なわれた」を「行われた」に、「行なわれてない」を「行われていなし」に改め、同表の6債務負担行為に係る経費の項中「行なう」を「行う」に改め、同表の備考3中「債務の支払のために確定金額を」を「確定した債務の支払のため」に改める。

様式目次中

「様式第六十四号 領収証紙返還願

様式第六十四号 領収証紙返還許可証

第七十八条

第七十九条

第七十九条

第七十九条」

様式第六十五号

領収証紙返還（交換）願（本庁）

第七十八条、

第七十九条 を

様式第六十四号

領収証紙返還（交換）許可証（本庁）

第七十九条」

第七十九条

第七十九条

第七十九条

第七十九条」

様式第六十五号

領収証紙返還（交換）許可証（本庁）

第七十九条」

様式第六十五号

領収証紙返還（交換）許可証（本庁）

第七十九条」

「様式第六十四号 領収証紙返還願

様式第六十四号 領収証紙返還許可証

第七十八条

第七十九条

第七十九条

第七十九条」

「様式第六十五号 領収証紙交換願

様式第六十五号 領収証紙交換許可証

第七十九条

第七十九条

第七十九条

第七十九条」

「様式第六十五号 領収証紙交換許可証

様式第六十五号 領収証紙交換許可証

第七十九条

第七十九条

第七十九条

第七十九条」

「○「延滞金について」

督促状の指定期限後に納付されるときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、滞納金の額（滞納金の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）に年10.75パーセントの割合で計算した延滞金を同時に納めて下さい。ただし、滞納金の額が1,000円未満であるとき、又は延滞金の総額が100円未満の場合は納める必要はありません。

督促状の指定期限後に納付されるときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、滞納金の額（滞納金の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）に年10.75パーセントの割合で計算した延滞金を同時に納めて下さい。ただし、滞納金の額が1,000円未満であるとき、又は延滞金の総額が100円未満の場合は納める必要はありません。

（取納代理金融機関）

※ 金融機関の名称等については、変更になる場合がありますのでご了承ください。

改め、「福岡銀行の本・支店」を通り、「福岡県の出先機関」や「福岡県の本庁課（室）」又は「出先機関」に改め。

様式第六十五号の「欄部」

「5 歳入歳出外現金の収納に使用する場合は、歳入科目の欄には歳入歳出外現金をと、調定番号の欄には受入命令番号を記入すること。

「5 返納金等の収納に使用する場合は、歳入科目の欄には返納金等と、調定番号の欄には返納番号を記入すること。

6 歳入歳出外現金の収納に使用する場合は、歳入科目の欄には歳入歳出外現金と、調定番号の欄には受入命令番号を記入すること。
改め。

様式第五十四項を次のよつに改め。

様式第54号（第68条）（本庁、財務担当所）

領収証紙納付書 第 号		第 号	
お願い 納入義務者は右の太ワクのところだけを記入して下さい。	科 目		受 付 証
	証 紙 金 額	円	に関する申請書 を受付けました。
	納 入 義 務 者 住 所 氏 名		(きりとり) 〔証 紙 金 額〕 円
	摘 要		年 月 日
	受 付 月 日		課(出先機関) 名
受 付 者 印		係 員 氏 名 印	

備考 受付証の交付は特に請求のある場合を除き、省略できるものであること。

様式第六十四号を次のように改める。

様式第64号（第78条）

領収証紙返還願

年　月　日

福岡県知事 殿

願出人 住所

氏名



福岡県領収証紙を買い受けましたが、下記のとおり返還したいので、許可されるようお願いします。

記

1 返還しようとする証紙

券種	枚数	金額					
		十	万	千	百	十	円
円 1							
5							
10							
50							
100							
200							
300							
500							
1,000							
2,000							
3,000							
5,000							
10,000							
計							

2 返還の理由

- ・領収証紙の購入目的
- ・購入場所
- ・返還を希望する理由
- ・返還希望場所

様式第六十四号の次に次の二様式を加える。

様式第64号の2（第78条）

領收証紙返還許可証

年 月 日

(願出人)

殿

知事（氏名）

職印

年 月 日付領收証紙返還願による下記証紙の返還を許可する。

記

券種	枚数	金額			
		十	万	千	百
円 1					十
5					五
10					十
50					五
100					一
200					二
300					三
500					五
1,000					一
2,000					二
3,000					三
5,000					五
10,000					一
計					

様式第六十五号を次のように改める。

様式第65号（第79条）

領収証紙交換願

年 月 日

福岡県知事 殿

願出人 住所

氏名

(印)

福岡県領収証紙を買い受けましたが、下記のとおり交換したいので、許可されるようお願いします。

記

1 交換しようとする証紙

券種	交換前の証紙						交換後の証紙					
	枚数	金額	枚数	金額	十	万	千	百	十	円		
円 1	枚	十 万 千 百 十 円										
5												
10												
50												
100												
200												
300												
500												
1,000												
2,000												
3,000												
5,000												
10,000												
計												

2 交換の理由

- ・領収証紙の購入目的
- ・購入場所
- ・交換を希望する理由
- ・交換希望場所

様式第六十五号の次に次の二様式を加える。

様式第65号の2（第79条）

領收証紙交換許可証

年 月 日

(願出人)

殿

知事（氏名）

職印

年 月 日付領収証紙交換願による下記証紙の交換を許可する。

記

様式第八十二号その一中「口座振替額兼口座振替依頼控」を「口座振替額兼口座振替
依頼書控」に改める。

様式第百四十五号中「田舎長（田舎員）」を「田舎員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十八年一月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、所要の修正を加え使用することができる。

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年十二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第九十五号

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

第一条 福岡県建築基準法施行細則（昭和二十六年福岡県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三号中「法第六十八条の規定に基づき、美観の保持のために地方公共団体が定めた」を「法第六十八条の九第二項の規定に基づき、良好な景観の保全を図るために市町村が定めた」に改める。

第十四条の二中「第一条の三第十四項」を「第一条の三第十八項」に改め、同表中第二項中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改め、別表第一中

る。

第十八条の三第一項中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改め、同表第三

号中「第一百一十六条の三第八号」を「第一百一十六条の三第一項第八号」に改め、同表第二項中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改め、別表第一中

る。

第五条 福岡県建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

別表第一の欄中「甘木市」を「朝倉市」に改め、(ろ)の欄中「甘木土木事務所」を

「朝倉土木事務所」に改める。

別表第二甘木市の項を削り、同表中

「築上郡上毛町 ○・二一メートル」に改める。

第二条 福岡県建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

別表第二築上郡椎田町の項及び築上郡築城町の項を削り、同表中

「築上郡上毛町 ○・二一メートル」を

「築上郡上毛町 ○・一八メートル」に改める。

「築上郡築上町 ○・二一メートル」を

第三条 福岡県建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

別表第一の欄中「直方市」の下に、「宮若市」を加える。

別表第四中「うきは市 ○・二四メートル」を

「うきは市 ○・二四メートル」を

うきは市	○・二四メートル
宮若市	○・二一メートル

郡若宮町の項を削る。

第四条 福岡県建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

別表第二田川郡金田町の項、田川郡赤池町の項及び田川郡方城町の項を削り、同表

田川郡赤村	○・二六メートル
-------	----------

を

田川郡赤村	○・二六メートル
田川郡福智町	○・二二メートル

に改める。

築上郡大平村	○・一九メートル
--------	----------

を

築上郡新吉富村	○・一二メートル
---------	----------

を

宮若市	○・一一メートル
朝倉市	○・一一メートル
京都郡犀川町	○・一二〇メートル
京都郡勝山町	○・一一メートル
京都郡豊津町	○・一二一メートル

京都郡みやこ町	○・一二一メートル
京都郡豊津町	○・一二一メートル
京都郡犀川町	○・一二〇メートル

宮若市	○・一一メートル
朝倉市	○・一一メートル
京都郡犀川町	○・一二〇メートル
京都郡勝山町	○・一一メートル

郡朝倉町の項を削り、同表中

に改め、同表朝倉郡杷木町の項及び朝倉

を

を

に改める。

第六条 福岡県建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

別表第二嘉穂郡筑穂町の項、嘉穂郡穂波町の項、嘉穂郡庄内町の項及び嘉穂郡穎田

町の項を削る。

別表第二山田市の項を削り、同表中

朝倉市	○・一二三メートル
京都郡みやこ町	○・一二一メートル

朝倉市	○・一二三メートル
嘉麻市	○・一二三メートル

に改め、同表嘉穂郡稻築町の項、嘉穂郡

碓井町の項及び嘉穂郡嘉穂町の項を削る。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 平成十八年一月十日
- 二 第二条の規定 平成十八年一月十日

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年十二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第九十六号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則（昭和三十二年福岡県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

朝倉市	○・一二三メートル
京都郡みやこ町	○・一二一メートル

朝倉市	○・一二三メートル
嘉麻市	○・一二三メートル

に改め、同表嘉穂郡稻築町の項、嘉穂郡

碓井町の項及び嘉穂郡嘉穂町の項を削る。

宮若市	○・一一メートル
朝倉市	○・一一メートル
京都郡犀川町	○・一二〇メートル
京都郡勝山町	○・一一メートル

三 第三条の規定 平成十八年一月十一日
四 第四条の規定 平成十八年三月六日
五 第五条の規定 平成十八年三月二十日
六 第六条の規定 平成十八年三月二十六日
七 第七条の規定 平成十八年三月二十七日

別表第1（第2条）

労務職給料表

職員の区分	号 給	給料月額	号 給	給料月額
再任用職員 以外の職員	1	117,200	30	296,900
	2	119,300	31	304,900
	3	121,700	32	312,400
	4	124,100	33	319,700
	5	126,800	34	326,700
	6	130,100	35	333,300
	7	134,300	36	338,900
	8	138,600	37	344,300
	9	143,100	38	349,500
	10	148,500	39	354,300
	11	154,200	40	358,500
	12	160,500	41	362,200
	13	167,100	42	365,800
	14	173,700	43	369,400
	15	180,300	44	373,000
	16	187,000	45	376,600
	17	193,900	46	380,200
	18	200,800	47	383,800
	19	208,100	48	387,400
	20	215,400	49	390,900
	21	222,700	50	394,300
	22	230,400	51	397,700
	23	238,300	52	404,500
	24	246,300	53	407,900
	25	254,500	54	411,300
	26	263,100	55	414,700
	27	271,800	56	418,100
	28	280,400	57	421,500
	29	288,700	58	424,900
再任用職員		254,800		

備考 再任用職員のうち、再任用短時間勤務職員の給料月額は、この表の規定にかかわらず、この表の再任用職員の項の額に再任用短時間勤務職員について定められた1週間当たりの勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

別表第三を次のとおりとする。

別表第3（第5条）

調 整 基 本 額 表

職員の区分	号 給	調整基本額
1号給から10号までの号給	4,300円	
11号給から14号までの号給	5,200円	
再任用職員以外の職員	6,500円	
15号給から22号までの号給	8,900円	
23号給から33号までの号給	11,400円	
34号給以上の号給	7,600円	
再任用職員		

備考 34号給以上の号給は、最高号給を超える給料月額を含む。

附 則

この規則は、平成十八年一月一日から施行する。

教育委員会

福岡県教育委員会訓令第五号

本 庁
出先機関

福岡県教育委員会臨時職員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年十一月一十八日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会臨時職員規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会臨時職員規程（昭和四十二年十二月福岡県教育委員会訓令第四号）

の一部を次のように改正する。

別表の附表中

「父母	四日
子	

を

「父母	四日
子	

に、

を

「父母の配偶者又は配偶者の父母	一日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、四日）
子の配偶者又は配偶者の子	一日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、三日）

「父母の配偶者又は配偶者の父母	一日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、四日）
子の配偶者又は配偶者の子	

に改める。

「父母の配偶者又は配偶者の父母	一日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、四日）
子の配偶者又は配偶者の子	

附 則

この訓令は、平成十八年一月一日から施行する。

人事委員会

平成十七年改正条例の施行の日における昇格又は降格の特例に関する規則を制定し、

このに公布する。

平成十七年十一月二十八日

福岡県人事委員会委員長 平田英昭

福岡県人事委員会規則第三十三号

平成十七年改正条例の施行の日における昇格又は降格の特例に関する規則

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十七年福岡県条例第十九号）、福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年

福岡県条例第六十五号）及び福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（福岡県条例第六十七号）の施行の日（平成十八年一月一日）に昇格又は降格した職員

については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることなる給料月額を同日の前日に受けっていたものとみなして福岡県の職員の初任給、昇格、昇

給等の基準に関する規則（昭和三十二年福岡県人事委員会規則第九号）第二十三条又は第二十四条の規定を適用する。

附 則

この規則は、平成十八年一月一日から施行する。

平成十七年改正条例附則第二項の規定による職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年十二月二十八日

福岡県人事委員会委員長 平田英昭

福岡県人事委員会規則第三十四号

平成十七年改正条例附則第二項の規定による職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

（給料月額の切替え）

第一条 福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十七年福岡県条例第五十九号）附則第二項、福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年福岡県条例第六十五号）附則第二項及び福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年福岡県条例第六十七号）附則第二項に規定する職員のこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）における給料月額（福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十一号）別表第一のロの表の備考の二又はハの表の備考の二の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下同じ。）（以下「新給料月額」という。）は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級の最高の号給とその1号給下位の号給との差額
×
その者の施行日の前日ににおける給料月額 - 施行日の前日ににおけるその者の属する（以下「旧給料月額」という。）職務の級の最高の号給の額
+
施行日の前日ににおけるその者の属する職務の級の最高の号給とその1号給下位の号給との差額
施行日におけるその者の属する職務の級の最高の号給の額

（期間の通算）

第二条 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最

初の福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十一年福岡県条例第四十一号）第七条第六項ただし書、福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十号）第七条第四項ただし書若しくは福岡県公立学校職員の給与に関する条例第八条第六項ただし書の規定又は福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十三年福岡県条例第三号）附則第二項若しくは第三項、福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十三年福岡県条例第十七号）附則第二項若しくは第三項若しくは第三項、福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十三年福岡県条例第十四号）附則第二項若しくは第三項の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間）をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十八年一月一日から施行する。

2 （最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則の廃止）

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則（平成十五年福岡県人事委員会規則第二十五号）は、廃止する。

平成十七年十二月二十八日

福岡県人事委員会委員長 平田英昭

福岡県人事委員会規則第三十五号

福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1項職員					2項職員	3項職員	4項職員
	1種	2種	3種	4種	5種			
1年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000	100,000	13,000
1年以上 2年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000	100,000	10,400
2年以上 3年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000	100,000	7,800
3年以上 4年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000	100,000	5,200
4年以上 5年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000	100,000	2,600
5年以上 6年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000	90,000	
6年以上 7年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	48,200	80,000	
7年以上 8年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	46,400	60,000	
8年以上 9年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	44,600	40,000	
9年以上 10年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	42,800	20,000	
10年以上 11年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	41,000		
11年以上 12年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	39,200		
12年以上 13年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	37,400		
13年以上 14年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	35,600		
14年以上 15年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	34,200		
15年以上 16年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	32,800		
16年以上 17年未満	302,500	264,500	212,700	156,500	98,500	31,400		
17年以上 18年未満	298,100	260,500	209,400	153,900	96,900	30,000		
18年以上 19年未満	293,700	256,500	206,100	151,300	95,300	28,600		
19年以上 20年未満	289,300	252,500	202,800	148,700	93,700	27,200		
20年以上 21年未満	284,900	248,500	199,500	146,100	92,100	25,800		
21年以上 22年未満	273,000	238,600	192,200	140,500	88,800	25,200		
22年以上 23年未満	260,800	228,500	184,700	135,200	85,100	24,600		
23年以上 24年未満	249,000	218,800	177,700	129,600	81,900	23,700		
24年以上 25年未満	237,100	208,800	170,300	124,300	78,200	23,100		
25年以上 26年未満	225,100	198,900	163,100	118,900	74,900	22,500		
26年以上 27年未満	210,000	185,200	152,000	111,100	70,000	21,900		
27年以上 28年未満	195,200	171,800	141,400	103,200	65,500	21,300		
28年以上 29年未満	180,300	158,400	130,600	95,400	61,100	20,600		
29年以上 30年未満	165,100	144,700	119,500	87,600	56,200	20,300		
30年以上 31年未満	147,800	129,800	108,000	79,100	51,500	19,900		
31年以上 32年未満	130,400	114,800	96,200	70,700	46,400	19,300		
32年以上 33年未満	113,300	100,100	84,800	62,000	41,900	18,500		
33年以上 34年未満	82,800	75,300	65,300	49,400	33,800	17,600		
34年以上 35年未満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	16,900		

附則

この規則は、平成十八年一月一日から施行する。

県立の大学の学長の給料月額に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年十二月二十八日

福岡県人事委員会委員長 平田英昭
規程

県立の大学の学長の給料月額に関する規則の一部を改正する規則
県立の大学の学長の給料月額に関する規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

本則中「九十万六千円」を「九十万三千円」に改める。

附則

この規則は、平成十八年一月一日から施行する。

福岡県警察職員のべき地手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年十二月二十八日

福岡県人事委員会委員長 平田英昭

福岡県人事委員会規則第三十七号

福岡県警察職員のべき地手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県警察職員のべき地手当に関する規則（昭和三十五年福岡県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表所在地の欄中「築上郡築城町大字本庄」を「築上郡築上町大字本庄」に改める。

附則

この規則は、平成十八年一月十日から施行する。

企業局

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次の

よう定める。

平成十七年十二月二十八日

福岡県企業管理者 原田瑞穂

福岡県企業局管理規程第三号

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する

規程

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程（昭和三十八年福岡県企業局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。
別表第一及び別表第二を次のように改める。

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程（昭和三十八年福岡県企業局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第1 (第2条) 企業職給料表 (一)

職員の区分 号	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級		
		給料月額 円											
1	1	—	—	176,800	209,500	226,100	246,700	265,500	285,800	317,200	354,700		
2	2	129,600	163,600	183,800	217,500	235,000	255,500	274,700	295,800	329,200	366,700		
3	3	134,000	170,200	190,800	225,500	243,900	264,300	283,900	305,800	341,200	378,700		
4	4	138,400	176,800	198,000	233,900	252,900	273,300	293,300	315,800	355,000	390,900		
5	5	142,800	183,800	205,000	242,800	261,500	282,400	303,100	326,100	364,800	403,000		
6	6	148,000	189,600	212,600	251,700	270,000	291,400	312,800	336,500	376,300	415,300		
7	7	153,800	194,900	220,400	260,100	278,600	300,600	322,600	346,800	387,700	427,200		
8	8	159,700	200,000	228,300	268,500	287,100	309,900	332,500	356,600	399,100	439,000		
9	9	166,000	205,100	235,700	276,800	295,500	319,100	342,100	366,100	410,700	450,200		
10	10	170,600	210,000	242,100	284,900	303,900	328,400	351,500	375,400	422,100	461,200		
11	11	174,000	214,400	248,400	292,700	312,200	337,600	360,700	382,700	432,800	471,800		
12	12	177,000	218,800	254,600	300,400	320,100	346,800	369,700	394,000	442,500	481,300		
13	13	179,700	223,000	260,100	307,700	327,500	356,000	378,300	403,200	451,900	490,000		
14	14	182,200	227,300	265,600	314,600	334,900	364,900	386,700	411,800	459,600	497,400		
15	15	184,200	230,500	270,600	321,400	342,000	373,500	393,700	419,700	466,000	504,200		
16	16	186,200	233,400	275,700	327,400	347,500	381,000	399,200	425,500	472,400	508,600		
17	17	187,800	236,500	280,200	333,000	352,200	386,500	403,900	431,100	476,900	513,000		
18	18		239,400	284,200	336,600	356,200	391,500	408,100	434,900	481,200			
19	19		242,300	287,900	339,900	359,500	394,900	411,500	438,500	485,300			
20	20		244,100	291,100	342,900	362,300	398,400	415,200	442,400	489,400			
21	21			293,400	345,200	365,200	401,800	418,700	446,000				
22	22			295,200	347,400	367,700	405,200	422,200	449,600				
23	23			297,200	349,700	370,200	408,500	425,700	453,200				
24	24			299,100	351,900	372,700	411,900	429,200					
25	25			301,100	354,100	375,300	415,300	432,700					
26	26			303,000	356,500	377,800	418,700	436,200					
27	27			304,800	358,700	380,400	422,100	439,700					
28	28			306,700	361,000	383,000	425,500						
29	29			308,700	363,200	386,900	432,300						
30	30			310,600									
31	31			312,500									
32	32			314,400									
33	33			316,200									
再任用職員				149,600	186,800	214,600	251,000	268,200	291,800	308,700	330,200	364,600	399,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第2条）

企業職給料表(二)

職員の区分	号 給	給料月額	号 給	給料月額
再任用職員 以外の職員	1	117,200	30	296,900
	2	119,300	31	304,900
	3	121,700	32	312,400
	4	124,100	33	319,700
	5	126,800	34	326,700
	6	130,100	35	333,300
	7	134,300	36	338,900
	8	138,600	37	344,300
	9	143,100	38	349,500
	10	148,500	39	354,300
	11	154,200	40	358,500
	12	160,500	41	362,200
	13	167,100	42	365,800
	14	173,700	43	369,400
	15	180,300	44	373,000
	16	187,000	45	376,600
	17	193,900	46	380,200
	18	200,800	47	383,800
	19	208,100	48	387,400
	20	215,400	49	390,900
	21	222,700	50	394,300
	22	230,400	51	397,700
	23	238,300	52	404,500
	24	246,300	53	407,900
	25	254,500	54	411,300
	26	263,100	55	414,700
	27	271,800	56	418,100
	28	280,400	57	421,500
	29	288,700	58	424,900
再任用職員		254,800		

備考 この表は、自動車運転士の職務に従事する技師に適用する。

附
則

この規程は、平成十八年一月一日から施行する。

発行
福岡県市
(博多区東公園七番
総務部行政経営企画課)

販印
壳刷
株福岡市
式市東区箱
会社崎ふ
川頭六島
丁目弘文
番文二社号

定価
一箇月一三五〇円(税込・郵便料別)